

大分県報

令和八年
第七四五号
十月十三日

（火曜日）

目次

告示	一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	一
指定漁船調書の縦覧	一
公告	一
契約者等の公示	一

○告示

大分県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名

縦覧期間

縦覧場所

竹田南部地区笹尾工区

令八・一〇・一三から
令八・一一・二まで

竹田市役所

大分県告示第四百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。

令和八年十月十三日

以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市米水津大字浦代浦千八百十番地一

嶋原 大輔

佐伯市米水津大字浦代浦三百九十一番地の一

成松 敏彦

佐伯市米水津大字浦代浦千七百六十七番地八

戸高 史郎

2 加入区

米水津加入区

3 法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年十月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市米水津大字浦代浦六百三十三番地の三十三

大分県漁業協同組合米水津支店事務所

○公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和八年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称

大分県報（告示・公告）

令和八年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続のデジタル化事業委託業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県生活環境部防災局防災対策企画課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和八年八月七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士ファイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部西日本支店 支店長 高橋

秀 幸

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十四番一号

五 随意契約に係る契約金額

四千百九十一万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三

百七十二号）第十一条第一項第一号に該当